心間のなけの第四ののの回回の

の火管理の問題事マニュアルようので

はじめに

昨年6月25日付けで同課長から通知された薬水館における火災の教訓を生かすため、 れていたものである。 マニュアルを作成し、 推進について」中において、 「旅館・ のマニュアルは、昨年のホテル大東館及び 理体制指導マニュアル」 ら「旅館・ホテル等における夜間の 去る8月1 ホテル等における防火安全対策の Н 付けで、 通知する。」こととさ が通知された。こ 消防庁予防課長か 「おって指導 防火管

について解説することとしたい。本稿ではこの指導マニュアルの考え方等

課長 補析 佐前消防庁予防課

1 経緯

あり、さらに、今年度になって、(財)日本験を行うなど、研究を進めてきたところでを得て、甲府市内のホテルにおいて検証実を得て、甲府市内のホテルにおいて検証実とする委員会を発足させ、マニュアルの長とする委員会を発足させ、マニュアルの損防庁では、このマニュアルを作成する消防庁では、このマニュアルを作成する

取り組んできたものである。
を対策検討委員会(委員別紙)」を設け、旧会対策検討委員会(委員別紙)」を設け、旧会とする「旅館・ホテル等の夜間の防火安長とする「旅館・ホテル等の夜間の防火安長とする「旅館・ホテル等の夜間の防火安長とする「旅館・ホテル等の夜間のである。

て一定の限界時間を設定し、最低限必要な画、スプリンクラーの有無等の実態に応じ当該旅館・ホテル等の構造、内装、堅穴区が最低限なすべき対応行動を示すとともに、当直者いて夜間に火災が発生した場合に、当直者にのマニュアルは、旅館・ホテル等におこのマニュアルは、旅館・ホテル等にお

ればならないこととしている。行動がすべてその限界時間内に行われなけ

このような考え方は、昭和58年にまとめられた消防庁の防火管理体制研究委員会の当直者の対応をシミュレーションチ上により分析したのが最初であるが、以後、昭和59年の(財)消防科学総合センターにおける委託研究(旅館・ホテル火災対応シミュレーションの研究)を経て、一つは昭和61年の「ホテル火災シミュレーションチ上における委託研究(旅館・ホテル火災対応シミュレーションの研究)を経て、一つは昭和58年にまとめこれた消防庁の防火管理体制研究委員会のられた消防庁の防火管理体制研究委員会のられた消防庁の防火管理体制研究委員会のというにより、関係を表表している。

2 構成

で、大きく分けると3つの部分から成り立って大きく分けると3つの部分から成り立って、②対応行動の決定方法②と③はセットになって書かれているのでの4つの内容からなっているが、実際にはの4つの内容からなっているが、実際にはの4つの内容からなって書かれているので、このマニュアルは、

合には、 ととなる。 ステムその他について、 度は本格的に当該旅館・ホテル等の対応シ 行動時間が対応時間内に収まってい 囲内に収まっているかどうかを検証する。 識と④ ていれば、 に要する時間(行動時間)が限界時間の範再び当該旅館・ホテルを訪れて、対応行動 して夜間の消防計画を作成させることとし 再び当該旅館・ホテルを訪れて、 テムについて若干のアドバイスをし、 ル等に示すとともに、消防機関の専門的知 限界時間と対応行動を決定して旅館・ テル等の夜間の勤務体制に応じた対応シス 首尾よく行動時間が対応時間内に収まっ (改善指導の方法)から、 「改善指導の方法」をもとに、今 その時の対応システムをもとに それぞれの実態に応じて、 の個々の旅館・ホテル 改善指導を行うこ 旅館・ホ ない場 後日 まず ホテ

限界時間の設定

の限界時間の基本は、階の限界時間の主種類としている。火災階級界時間は、火災階の限界時間と非火災

3分:内装制限がなされていない場合

9分:スプリンクラーが設置されている6分:内装制限がなされている場合

同様である。 要網』で用いられている数値及び考え方と 昭和54年3月に通知した「建築物防災対策 であり、この数値及び考え方は、建設省が

することができることとしている。れぞれ「遅延時間」として基準時間に加算の屋内消火栓の使用(1分)を評価し、そ防炎寝具の使用(1分)又は初期消火の際防炎寝具の使用(1分)又は初期消火の際などのでは、この基本的な数値に

出来ないためである。
出来ないためである。
出来ないためである。

の場合には、内装制限がなされていても、の拡大が進むような構造の旅館・ホテル等があり、火災が発生した場合に、容易に煙また、客室と廊下の間に欄間・ガラリ等



この時間は、 避難のための限界時間はかなり短くなる。 高さ、 厳密には欄間・ガラリ等の面 排煙設備の状況等によっ

4

煙汚染にある程度の時間耐えることが出来が備え付けられている場合には、上階での

算することが出来ることとしている。

対応行動の決定

ることを評価し、さらに1分延長時間を加

建物が変わってもそう大きく変わるもので、火災が発生した場合の対応行動の基本は

即ち、

はない。 ①自火報の受信機により、 認する。

③ 1 ⑤宿泊客を起こし、 ④初期消火を行う。 らせて避難を開始させる。 9番通報を行う。

火災であることを知

②現場確認を行う。

て異なるが、

簡単のためにここでは「1分」

位置、

としている。

非火災階の限界時間は、火災階の限界時

堅穴区画がなされている場合にのみ

等である。 このマニュアルでは、このような対応行 ⑥宿泊客を安全な地点まで誘導する。

る。

3分の延長時間を加算することが出来るこ

ととしている。

対応行動は、

自給式の呼吸保護具又は簡易防煙マスク等)

、べての客室に定員相当の避難用保護具

本マニュアルでは、これに加え、

原則によって、これらの行動を整理して 動の基本を押さえたうえで、 以下のような

Ų.

応行動は、何重ものバックアップ体制最低限必要な対応行動に限る。

をとり、 は、 体制の実態を前提として、本マニュアル うなものにしておくことが望ましいことは 限ってい いうまでもないが、旅館・ホテル等の夜間 対応行動として、 ઢ 基本的な対応が確実になされるよ 最低限必要なものに で

て欲しい 必要なレベルを満足させることを目標とし 旅館・ホテル等について、 消防機関は、 指導の 対象とするすべての まずこの最低限

発報箇所を確

②これら以外の行動は、これらの基本的 な対応行動を行うための手段として位

これらの対応行動以外にも、 置付ける。 対応システ

付けないこととする。防機関の側では、必要な行動としては位置、必要な行動としては位置 の行動は、あくまでもこれらの基本的な対 ければならない場合が出て来るが、それら ムの組み方によっては、 社長への連絡等、 、様々な行動を行わなは、他の従業員への連

(3)必要な対応行動が行われるのであれば 機械に代替させても差し支えない。

宿泊客を相当の確率で起こすことが出来

しい

5

として扱うこととしているので留意して欲

松寿園火災は多くの教訓を残した

が的確に行われているか否かについてもチって行う。検証の際には、個々の対応行動員がストップウォッチで測定することによ了するまでに要する時間を、消防機関の職

するまでに要する時間を、消防機関の職検証は、自火報の発報から対応行動が終

的であると考えらしら。ば「ゾーンディフェンス方式」の方が効率は「ゾーンディフェンス方式」の方が効率 場合には、出火階を中心として、 が ェンス方式」 1人配する、 検証は、 3人の場合には、当直者1人に測定者を 当直者が数人から10人を超えるような 旅館 が効率的であると考えられる 言わば「マンツー ・ホテル等の夜間体制が2 Z 防災セン ・シディフ

が必要である。 定地点においてサイレンを鳴らす等の工夫 設置されていない旋設の場合には、 なお、適マーク対象であるのに自火報が 出火想

的であると考えられる。

不京消

エ

ックする必要が

あるた

Ŋ,

複数

0

要員

必要となる。

たが

このマニュアルでは、旅館・ホテル

と能力を積極的に評価することとする。

4)防火区画を積極的に評価する。 防火区画は、火災や煙を局限するのに極

等の夜間体制の実態を考慮し、

機械の役割

人間の対応の補助具的に位置付けられ性についても一抹の不安があるため、

補助具的に位置付けられて来

音装置付誘導灯を設置する場合などについ 大声で叫んで誘導することに替えて、

ても言える。

機械は、

臨機応変の対応が出来ず、

従 信来 頼

起こすのでも、

結果は同じはずである。

避難階段の入り口付近で

誘導

同様のことは、

設置された一斉電話のようなものによって

たたいて起こして歩くのでも、

各客室毎に

従業員が各客室毎にドア

ので、結 なお、 「適 を形成する区画についても、 防災対策要網でいうA種階段又はB種階段 築基準法令に適合する堅穴区画又は建築物 う堅穴区画だけでなく、 ಕ್ಕ 「適マー 結果的に、 本マニュア ク」の基準と整合させている 現行の建築基準法令でい iv でいう「堅穴区画」 昭和44年当時の建 「堅穴区画」

囲の設定、

避難誘導の際の安全区域の設定

度チェックすることを前提に、たが、防火戸の閉鎖可能性につ

防火戸の閉鎖可能性についてその都

避難誘導範

性は認めつつも、今一つ信頼して来なかっ ないことが往々にしてあるため、その重要めて効果があるが、いざという時に閉鎖し

等について、堅穴区画についても、

水平区

ても、

積極的に評価することとす

6

良 0 指 なけ 割りに は問 徹底し、「必要なことを一定の か 考え方の基本は、 徾 Ġ 結果が得 ればなら わな 1 あ Ø を超えた場合に ホテル等の 対して改善指 á 効果の高い 訓練の方法をア 対応行動のどこに無駄 この べきであ 6 でも防災の専 れるも ż ~ ということである。 側の主 ニュアルに つ 応行動に要する 対策を示す等、助言指公対策を示す等、助言指公をアドバイスし、費用のどこに無駄があるかをのどこに無駄があるかをのがあるかをいうことである。消防 機関は改善の方 0 対策を示す等、 たとお 導を行うことに ての Ď に出来な 土体性に任せた方が、改善の最終判断は と思わ -)時間内に行っいての理解 ĥ ある いとい る なる。 · う こ 7 そ =

ことが必要である。 この 7

適マ クと 連 足する」という観点から前向きに評価す

る

ただし、この クとの 等に つ 連動によっ てそれ 7 7 <u> </u> iv ュアルを個々の旅館・って行うこととしてい 指導して 旅館・ 適 た 43 ホる 6

> 適この な努力 を要する マ マ ニュア は マニュ ク指導 を要す ル 7 関の Ĕ るも Ō 0) 館 指導期間を最大3年間、 調整を最大2 でも あると思 テ ル 柏当 等 全 0 0) 宝国的にこの年間見込ん 心われるた 労力 側でも大き ーっ 辟 37

7 --0 実効性の 担保は、

(別紙) 旅館・ホテル等の夜間の防火安全対策検討委員会委員

氏	名	所 属
浅沼	和生	伊東市消防本部予防課長
安部	始	甲府地区広域行政事務組合 消防本部予防課長
大沼	延之	東京消防庁指導課長
岡田	忠之	横浜市消防局予防課長
◎岸谷	孝一	日本大学理工学部建築学科教授
木下	英敏	消防庁予防救急課長
小林	恭一	消防庁予防救急課課長補佐
関野釗	限寿郎	出国際観光旅館連盟事務局長
高野	公男	㈱マヌ都市建築研究所
中村	裕幸	清水建設㈱研究所
長岡	博	京都市消防局予防課長
平野	吉信	建設省住宅局 建築物防災対策室課長補佐
星谷	健寿	傳全国旅館環境衛生同業組合 連合会専務理事
山田	常圭	消防庁消防研究所避難安全研究室
室崎	益輝	神戸大学工学部助教授

◎委員長

とが旅

館・

ホテ

Ď

側で十

分に理解され

ホテ なアイデア

か

ら

能性も

その場合、

消防機関は

7

いての

が

出て

来る可

FX-V5セット

h. William

●FX-V3本体 ····¥ 12.500 677 F4-3--- 81 00 **●ヘリカルアンテナ…¥500** ●ヘリカルアンテナ … ¥ 500 ●水晶1塗(消防のみ)¥500 **金針∀** 14,500 **★ III × 17,000**

特別価格¥16,000

Model **FX-V3**(3チャンネル)

● 寸法/78H×53W×15D% ●恒量わずか65g(電池共) Model **FX-V5**(5チャンネル)

来追加水晶 l 波 ¥ 500 プラス ・・ワイヤーアンテナ・イヤホン・毎証 - 6ヶ月)単四乾電池2本・説明書

FX-V3セット

■ポケットモンキーNEWタイプ超小型転量設計・単四乾電池2個、3Vで連続使用80時間・1月5~6時間で約2週間以上の低消費電力。 充電式カドニカも使用出来ます。本格的な二重スーパーペテロダイン回路。

■水晶取替えは簡単に行なえ、一般受令機用の3ティ倍25Uタイプです。f=F-10.7MHz

■お申し込みは電話又は現金書留か郵便振替え(代金後払いもあります) ※送料は当社負担。

FX-V5(5ch)

FX-V3(3ch)

報装置の設置を指導すると共に、開特に手薄とみられる対象物には、

ŧ

フーの設置等を指導:関係行政機関と協議

1政機関と協議

譈

上

0) 9

夜通

.,

ح

っ

た対象もあり、

対象中18対

象に ・人で担送

つ

Ų.

て夜間 1

O

体制

24人護送55

・には2人で担送52人護送2人、7-1対象、2人9対象、3人8対象、

4人2対象、

7人1対

がある。

(詳細は検査票参照)

たものの概して良好である。

夜間における宿直体制は、

2

3 人

が最も多

設備等の維持管理、 災に関する関心は

今回の立入検査の結果としては、

一般的に高く、

火気管理、

避難施設、

俏

防

れ用防

● VHF • FM帯 [40-170MHz 内各種無線のモニターに最適!

ジャスト

名刺サイズ!

ヘリカルアンテナ

ソフトケース

藻型・軽量・高感度設計・水晶式で選局が簡単!

この種対象物の関係者の

受令機もこんなに小さくなりました。

消防訓練の実施状況等一部に不備が見ら

老人ホー

ム等特別立入検査総括

る通報装置を設置するよう指導することなどを重点に、

火災時に119通報がワンタ

同消防局による立入検査の総括は次の

いとおり。

指導を

導体制の見直しや、

つ

别

の立入検査を行

とくに、

休日

ワンタッチで行われ口等における避難誘

宿泊施設を有する21対象について、

精神薄弱者施設等のう

崎市消防局では、

6月8日、 Ŕ

老人ホ

۲.

別立 児童

入

検

査

を実施 児童福祉施設

老人ホ

福

施設

 σ

崎市消

防

〒462 名古屋市北区西珠號2-717 数052-901-9736 省集时期 AM10 00 PM7 00 定休日 土·日·聚日